令和２年第３回小金井市教育委員会定例会議事日程

令和２年３月２７日（金）

午後１時３１分開会

開催日時	令和２年３月２７日	開会　１時３１分 閉会　３時２５分	
場　　所	小金井市役所第二庁舎　８０１会議室		
出席委員	教育長　大熊　雅士 教育長職務代理者　鮎川志津子	委員　福元　弘和 委員　岡村理栄子 委員　浅野　智彦	
欠席委員			
説明のため出席した者の職氏名	学校教育部長　大津　雅利 生涯学習部長　藤本　裕 庶務課長　松井　玉恵 学務課長　河田　京子 指導室長　浜田　真二 統括指導主事　平田　勇治 指導主事　田村　忍 指導主事　西尾　崇	生涯学習課長　関　次郎 オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当課長　内田　雄介 図書館長　菊池　幸子 公民館長　林　文男 庶務課庶務係長　中島　憲彦	
調　　製			
傍聴者人数	７名		

日程	議	題
第１		会議録署名委員の指名
第２	議案第７号	小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
第３	議案第８号	小金井市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則
第４	議案第９号	小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
第５	議案第１０号	小金井市立東小学校学校薬剤師の解嘱について
第６	議案第１１号	小金井市立東小学校学校薬剤師の委嘱について
第７	議案第１２号	令和２年度緑小学校学校運営協議会の設置について
第８	議案第１３号	小金井市立中学校部活動指導員配置規則
第９	議案第１４号	小金井市学校事務共同実施に関する規則
第10	議案第１５号	学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程
第11	議案第１６号	小金井市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程
第12	議案第１７号	小金井市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程
第13	議案第１８号	小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程
第14	議案第１９号	小金井市公民館処務規程の一部を改正する規程
第15	議案第２０号	小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則
第16	報告事項	１　新型コロナウイルスの対応について
		２　令和元年度働き方改革のまとめ及び令和２年度働き方改革の計画について
		３　地域学校協働活動について
		４　その他
		５　今後の日程
		６　令和２年度小金井市立学校長・副校長等の人事異動について
第17	代処第９号	職員の分限処分に関する代理処理について
第18	代処第１０号	職員の分限処分に関する代理処理について
第19	代処第１１号	職員の分限処分に関する代理処理について
第20	代処第１２号	職員の併任に関する代理処理について
第21	議案第２１号	職員の人事異動について

開会　午後１時３１分

大熊教育長　　ただいまから、令和２年第３回小金井市教育委員会定例会を開会する。

日程第１、会議録署名委員の指名である。

本日の会議録署名委員は、鮎川教育長職務代理者と福元委員にお願いする。

（委員一同異議なく、上記２名が選出された。）

大熊教育長　　今日は案件が非常に多いので、スピーディーに対応していきたいと思うので、よろしくお願いする。

次に、日程第２、議案第７号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則及び日程第３、議案第８号、小金井市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則を議題にするところだが、円滑な議事進行を図るため、以上２件については一括議題としたいと思う。これにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　　異議なしと認める。日程第２及び第３については一括議題とすることに決定した。

それでは、提案理由の説明をお願いする。

大津学校教育部長　　提案理由についてご説明申し上げる。

会計年度任用職員制度の導入の伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当課長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げる。

松井庶務課長　　それでは、細部についてご説明する。

４月１日から現在の非常勤嘱託職員と臨時職員が地方公務員法第２２条の２、第１項に規定する会計年度任用職員に変更され、身分が一般職となり、正規職員に近い待遇や処遇となることになった。これに伴い議案第７号では、市長部局、総務課、職員課、企画政策

課行政経営担当と調整の上、庶務課庶務係の所掌事務から、臨時職員の雇用に関すること及び非常勤嘱託職員の人事に関することを削ることとした。また第８号では、学校教育部長の専決できる事案から臨時職員の任免を削り、教育長の専任できる事案として、非常勤嘱託職員の任免を会計年度任用職員の任免に変更した。

説明は以上となる。ご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げる。

大熊教育長　　事務局の説明は終わった。本件に関して、質問、ご意見はあるか。

以上で質疑を終了する。

これから採決を行うが、採決については１件ずつお諮りすることとする。

それではお諮りする。議案第７号、小金井市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、可決することにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

お諮りする。議案第８号、小金井市教育委員会事務専決規則の一部を改正する規則について、可決することにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第４、議案第９号、小金井市教育委員会職員の休日、休暇等に関する規程の一部を改正する規程を議題とするところだが、本件に係る市長部局の規則が公布されていないことから、事務局から本件の取下げの申出があった。本件の取下げを承認することにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　　ご異議なしと認める。本件については、取下げを承認することと決定した。

次に、日程の第５、議案第１０号、小金井市立東小学校学校薬剤師の解嘱について及び日程の第６、議案第１１号、小金井市立東小学校学校薬剤師の委嘱についてを議題とするところだが、円滑な議事進行を図るため、以上２件については一括議題としたいと思う。これにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　　異議なしと認める。日程の第５及び第６については一括議題とすることに決定した。

それでは、提案理由の説明を願う。

大津学校教育部長　　提案理由についてご説明させていただく。

議案第１０号は、学校保健安全法第２３条に基づき、学校医及び学校薬剤師の委嘱を行っているが、本人より辞職の申出があり、解嘱を行うため、本案を提出するものである。

議案第１１号は、同条に基づき前任者の残りの期間について委嘱を行うため、本案を提出するものである。

細部については担当課長から説明させていただくので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げる。

河田学務課長　　それではご説明申し上げる。

学校薬剤師については、学校保健安全法第２３条に、小・中学校にその配置が義務づけられている。東小学校の薬剤師であった北川佳恵薬剤師から辞退の申出があり、退職となる。

後任には﨑川康子薬剤師を委嘱する。委嘱期間は令和２年４月１日から令和３年３月３１日までとなる。なお、委嘱に当たっては、東京都学校薬剤師会小金井支部様から推薦をいただいている。

説明については以上である。よろしくご審議の上、ご議決いただくようよろしくお願いする。

大熊教育長　　事務局の説明が終わった。本件に関して、質問、ご意見はあるか。

以上で質疑を終了する。

　これから採決を行うが、採決については１件ずつお諮りすることとする。
　それではお諮りする。議案第１０号、小金井市立東小学校学校薬剤師の解嘱について、可決することにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。
　お諮りする。議案第１１号、小金井市立東小学校学校薬剤師の委嘱について、可決することにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。
　次に、日程の第７、議案第１２号、令和２年度緑小学校学校運営協議会の設置についてを議題とする。
　それでは、提案理由を説明願う。

大津学校教育部長　提案理由についてご説明申し上げる。
　小金井市学校運営協議会に関する規則第３条の規定により、小金井市立緑小学校に学校運営協議会を設置するため、本案を提出するものである。
　細部については担当室長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げる。

浜田指導室長　今年度、緑小学校において、学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）に関する研究を進めてきたところである。緑小学校は、学校・家庭・地域の情報共有や、学校評価を生かした学校運営の改善・充実を図ることができること、学校・家庭・地域がともに児童を育てる意識で連携、協働し、地域とともにある学校づくりを推進できること、以上のことから、小金井市学校運営協議会に関する規則第３条の規定により、緑小学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティ・スクールとしたいと考える。

ご審議よろしくお願いする。

大熊教育長　　事務局の説明が終わった。本件に関して、質問、ご意見はあるか。

鮎川教育長職務代理者　　じっくりとご検討、そしてご研究いただいてきたと思う。この近隣では三鷹市でコミュニティ・スクールが既に設置されて、もう１０年近くたつ。私も以前教育委員の研修会で、三鷹市のおおさわ学園の視察をさせていただいた。近隣の先行の自治体と比べて、小金井市の学校運営協議会は小学校の校区単位ということで、メリットはあるか。

浜田指導室長　　近隣では確かに八王子、三鷹等、もう全市を挙げてやっているところがある。本市では、まず緑小学校がモデルケース、研究推進として、小金井に合ったコミュニティ・スクールとはどんなものかというのをまず研究していただいて、それを広げていこうという考えで、一斉に全部ではなくて、まず小さいところから成功事例をためていって、それをみんなで見習っていこうという形で進めてまいりたいと思う。行く行くは広げていきたいと考えている。やり方の方法の違いかなと。

鮎川教育長職務代理者　　まずモデル校として、今後展開していただける、そういうこと。分かった。ありがとう。

大熊教育長　　以上で質疑を終了する。

それではお諮りする。議案第１２号、令和２年度緑小学校学校運営協議会の設置について、可決することにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第８、議案第１３号、小金井市立中学校部活動指導員配置規則を議題とする。

それでは、提案理由を説明願う。

大津学校教育部長　提案理由についてご説明申し上げる。

学校教育法施行規則第７８条の２に規定する部活動指導員について、会計年度任用職員として任用するに当たり、その配置等に関して必要な事項を定める必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げる。

浜田指導室長　今年度も部活動指導員を各中学校に配置はしていたが、有償ボランティアとして謝礼で支給ということであった。今回、部活動指導員を地方公務員法に規定する会計年度任用職員として位置づけたいと考える。これまで以上に責任を持った立場として、中学校の部活動の支援に当たっていただくことができるようになる。またこの規則を整備することにより、国と東京都から補助金を支出いただけるというメリットもある。

ご審議よろしくお願いする。

大熊教育長　事務局の説明が終わった。本件に関して、質問、ご意見はあるか。

岡村委員　部活指導員は地方公務員法の職員となるので、例えば健康問題でも学校の産業医ってあるが、あれの対象になるのか。

浜田指導室長　産業医は５０人以上の規模の団体に必須となっているのだが、小金井市の場合５０人以上の職員がいないので、衛生推進者がいて、その衛生面を気をつけている。副校長が充てている。

岡村委員　というのは、やはりこの職員の方たちの健康のチェックは、伝染病や結核など見落としやすいので、こういうふうに決めたらちゃんと定期健診とかをしないと、子供たちの健康を守るのは難しいかなと思うので、学校の先生方と一緒に健診とかができないか。どうか。

浜田指導室長　教職員と同じような健康診断は難しいかもしれないが、管理は校長、副校長が職員として見ていくので、そのような体制を取っていきたいと思っている。

浅野委員　　　　　第３条で、大会引率とか事故発生時の対応とかができるように規定されているのは、非常にいいことだなと思った。
それで１つ質問なのだが、会計年度の任用ということで、１年単位で更新が２回、３年を超えることはできないと５条で定められていて、この３年という数字にはどういう単位が。例えば一般的な会計年度任用職員の場合、５年だったり１０年だったり、いろいろな決め方があると思うのだが、３年にしたのは何か理由が。

浜田指導室長　　　中学校の場合、３年が一つ一区切りというサイクルで回っているところがあるので。

浅野委員　　　　　学年がそうである。

浜田指導室長　　　５年よりも３年というところで一区切りをつけて、それでまた別の学校で手伝ってもらうとか。あまり長い間同じところというのは好ましくないと考えている。

浅野委員　　　　　分かった。ありがとう。

鮎川教育長
職務代理者　　　　浅野委員がおっしゃったとおり、この学校外での活動の引率などを行っていただけるように規則を整備していただいたのは、大変ありがたいことだと思っている。先生方の働き方改革にも、特に中学校の先生方は部活動での時間のご負担が大きいと伺っているので、その軽減にもつながると思って大変よかったと思っておる。
浅野委員のご質問で３年の根拠として、中学校は３年間だからそのサイクルと理解した。規則を決めた以上、もちろん規則を守ることは大切と思うし、あまり長くなってはいけないと分かるが、もし可能であれば、ある程度柔軟なご対応を頂けると、子供たちのためにもよいと思う。
中学校の場合、学校は３年なのだが、引退の時期が６月とか７月で、最後の引退までの二、三か月という期間を、替わったばかりの新しい指導員の方と新しい環境は難しいと中学校の保護者の方や生徒さんから、今までのボランティアの方々でも替わられた場合、そのようなご意見を賜ってきた。規則の許す範囲でご検討いただきたいと思っておる。

以上である。

大熊教育長　一応ご意見ということで承ることでよろしいか。

鮎川教育長職務代理者　はい。

大熊教育長　ほかにあるか。

福元委員　外部から人が新しく入ってきたときに、校長先生、副校長先生が一番気になるところは、その趣旨をしっかり押さえて、来ているかどうかということだと思う。この７条のところで、しっかりとその研修計画ができているので、これを大事にして進んでいくといいなと思っている。

大熊教育長　そうである。昔ながらの部活動の指導員は、あまり今は必要とされているわけではなくて、その子らしさを最大限伸ばす関わりができる指導員がやはり重要だと思う。昔よくあった、根性論で指導するということでは今の子供たちもついていかないし、子供のよさを伸ばすという形の指導員としてちゃんと活躍できるように、研修も充実してまいりたいと思っておる。よろしいか。その辺ちょっと肝にしていただいて、研修計画をしっかり立てていただきたいと思うので、よろしくお願いする。

ほかにあるか。よろしいか。

以上で質疑を終了する。

それではお諮りする。議案第１３号、小金井市立中学校部活動指導員配置規則について、可決することにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第９、議案第１４号、小金井市学校事務共同実施に関する規則を議題とする。

それでは、提案理由を説明願う。

大津学校教育部長　提案理由についてご説明させていただく。

令和２年度から小金井市立学校における学校事務の共同実施を本格実施することに伴い、規定の整備をする必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げる。

浜田指導室長　本市では平成２９年度から学校事務の共同実施を試行してまいった。令和２年４月から、東部共同事務室を開設する予定である。これにより、小金井市全校の学校事務の共同実施が可能となる。そのための規則となる。よろしくご審議願う。

大熊教育長　事務局の説明は終わった。本件に関して、質問、ご意見はあるか。

私からいいか。これまで調査もしてきたのだが、たくさんの内容はあると思うが、かいつまんで、これまでやってきた成果がどういうところがあったのか、教えていただけるか。

浜田指導室長　このたび１２月からコンサルを入れて、客観的なデータで、この共同事務の成果を測っていただいた。実はつい先日共同実施した、その最終報告ができたところなので、ちょっとご紹介できないが、その中では、まずは副校長の業務の負担が減ったという意見が多いことが、一番に言われている。

そして課題としては、分担がまだ明確ではない。この原因として、副校長が自分の業務を支援員さんに渡し切れていない。自分が忙し過ぎて自分の仕事を渡すことが遅れているところが課題となっておる。

そのために、今回明確な分担表を作成し、そのフローチャートも作成し、それに基づいて事務を引き継いでいけばうまくいくんではないかと。だから、次年度からまたその課題を解決しながら進めていきたいと考えている。

以上である。

大熊教育長　その報告書は次ぐらいには出てくるのか。

浜田指導室長　　はい。

大熊教育長　　　ということで、ちょっと先にお知らせしたという形になってしまったがいかがか。

浅野委員　　　　ちょっと規模感を教えていただきたいのだが、共同事務所を設置した２つの学校と、各学校に支援員を置く。各学校の支援員が何名ぐらいで、共同事務の置かれた２校が何名ぐらいという、その構成員のサイズみたいなものを、概数で構わないので。

大熊教育長　　　お願いする。

浜田指導室長　　まず支援員は、全校に１人ずつである。共同事務室があるところについても１人である。今までやっていた仕事もそのまま引き継ぐような形で、共同事務では主に教員の人事関係とか給与関係とか、そういうのを中心に扱う。今までやっていたいろいろな財務関係とかそういうのは支援員がやるような形で、週４日来る。だから支援員の方が１４人になる。これは共同事務、西部に４人、そして東部に当初６人配置できるので、１年限りなのだが初年ということで、次年度から４人に減らされるので、だから最終的には共同事務室に４人、４人いて、あとは各校に１人ずついるという体制で、今までよりも人数は結果的には増えていると捉えられる。
　以上である。

浅野委員　　　　それは全員市の職員ということか。

浜田指導室長　　都の職員である。

浅野委員　　　　全員か。

浜田指導室長　　全員都の職員である。

浅野委員　　　　そうか。分かった。ありがとう。

大熊教育長　　　よろしいか。これで小金井市は全部の学校が共同事務という形に

なる。今回のメリットとして、実際に聞き取りに行ったところ、やはり今の共同事務が行っている人事のこととか給料のこととかというのは、１人でやっているときには、ダブルチェックがうまくいっていなかったという実態があるかと思う。そういうことに関しては安心して仕事に取り組めると事務の人たちも言ってくれているので、そういうメリットを最大限に生かした形で、この共同事務をさらに充実させていきたい、そんなふうに思っているところである。よろしいか。

以上で質疑を終了する。

それではお諮りする。議案第１４号、小金井市学校事務共同実施に関する規則について、可決することにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程第１０、議案第１５号、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程から、日程第１３、議案第１８号、小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程までを議題とするところだが、円滑な議事進行を図るため、以上４件について一括議題としたいと思う。これにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　異議なしと認める。日程第１０から第１３までについて、一括議題とすることに決定した。

それでは、提案理由を説明願う。

大津学校教育部長　提案理由についてご説明申し上げる。

会計年度任用職員制度の導入の伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当室長から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げる。

浜田指導室長　議案第１５号から１７号までについては、次年度より非常勤の職員が会計年度任用職員となることから、文言の訂正を行うものである。議案第１８号については、事案の実施細目を、本来であれば別途定めるということから、今回これを削除するための改定である。

ご審議どうぞよろしくお願いする。

大熊教育長　簡単に言うと、これら全ては会計年度任用職員に移行するための規則の改定ということでよろしいか。

浜田指導室長　１８号はちょっと違うのだが、１５、１６、１７号についてはそのとおりである。

大熊教育長　今、日程の第１０から１３まで。

浜田指導室長　日程１３が議案第１８号資料になる。だからすまない、１５、１６、１７号、これが会計年度任用職員になる。もし１８号を別途やっていただくなら、そのほうがよろしいかと思う。ただ文言を整備し、別途定めるというところで、削除するのが第１８号なので、一緒にやっていただいてもよろしいかと思う。

大熊教育長　大丈夫か。会計年度任用職員に移行するための規則を変更するということなので、今までの全体を一気に処理するということである。よろしいか。

事務局の説明は終わった。本件に関して、質問、ご意見はあるか。なしでよろしいか。大丈夫か。非常に細かいので。関連した議案になっている。

大津学校教育部長　議案第１８号については資料を見ていただいて、会計年度等の文言の整備、臨時職員から会計年度になったということで、第１８号案件についてはその整備になる。資料３ページのところ、細目は、これまでの件名とかについて、これはこの会計年度を相手に合わせて、教員とかいう言葉について直したものである。３ページ、４ページ、５ページ、６ページ、ずっと長くあるが、これについては今まで整理しようとしたが、会計年度に合わせて合わせたということである。

大きなところでは、２ページを見ていただくと、臨時職員を会計年度と言葉を直すということが関連しているとご理解いただければと思う。

大熊教育長　会計年度任用職員という言葉に変えるために、これだけいっぱい変えたということなので、よろしいか。

浅野委員　すまない、非常に基本的な質問で恐縮なのだが、会計年度任用職員にカテゴライズされる方というのは、公立学校の職員の方の中でどれくらいの比率を占めているのか。

大熊教育長　お願いする。

浜田指導室長　どれくらいというのは難しいのだが、会計年度任用職員となるのは、時間講師、スクールカウンセラー、事務補助等である。ということで非常勤職員等である。どれくらいというのは、正規以外で都から給料をもらっている人、それは会計年度任用職員になる。それをひっくるめて一般の職員はというような文言。

浅野委員　全体として何％ぐらいあるというのがすぐ分かれば。もしすぐ分からなければ、また後で直接伺う。ありがとう。時間講師も含むのか。

浜田指導室長　時間講師も含む。

大熊教育長　時間講師も会計年度任用職員になる。

浜田指導室長　なる。

浅野委員　非常勤とこれまで言われていた者の多くが会計年度任用職員になるのか。

大熊教育長　それでは、どのぐらいの人数でどうなるかというものは次の教育委員会でいいと思うので。個別に伺う。では皆さんに送っていただくということでよろしいか。

よろしければ以上で質疑を終了する。

これから採決を行うが、採決については１件ずつお諮りすることとする。

それではお諮りする。議案第１５号、学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部を改正する規程について、可決することにご異議はないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

お諮りする。議案第１６号、小金井市公立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程について、可決することにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

それではお諮りする。議案第１７号、小金井市公立学校職員服務規程の一部を改正する規程について、可決することにご異議はないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

お諮りする。議案第１８号、小金井市立学校事案決定規程の一部を改正する規程について、可決することにご異議はないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第１４、議案第１９号、小金井市公民館処務規程の一部を改正する規程を議題とする。

それでは、提案理由を説明願う。

藤本生涯学習部長　提案理由についてご説明する。

公民館内の所掌事務を変更する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るよう、お願い申し上げる。

林公民館長　それでは、細部についてご説明する。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。現行規程第４条であるが、事務分掌の広報について、庶務係の所掌となっていたが、「月刊こうみんかん」等の主な広報に係る業務について事業係が担当しておるので、実態に即して事業係の事務分掌に改正するものである。

施行期日は令和２年４月１日となっておる。

説明は以上となる。よろしくご審議お願いする。

大熊教育長　事務局の説明が終わった。本件に関して、質問、ご意見はあるか。

今までの実態に合わせたということである。よろしいか。

以上で質疑を終了する。

それではお諮りする。議案第１９号、小金井市公民館処務規程の一部を改正する規程について、可決することにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　ご異議なしと認める。本件については、原案どおり可決することに決定した。

次に、日程の第１５、議案第２０号、小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則を議題とする。

それでは、提案理由を説明願う。

藤本生涯学習部長　公民館の宿泊使用団体に係る条件を緩和し、規定を整備する必要があるため、本案を提出するものである。

細部については担当から説明するので、よろしくご審議の上、ご議決賜るようお願い申し上げる。

林公民館長　　それでは、細部についてご説明する。

今回の改正は、緑分館の宿泊施設に係る使用団体の年齢条件を緩和し、利用を促進することを主な目的とした規則の改正である。

議案資料の新旧対照表をご覧ください。現行規則の第４条の３の第１号、イ、使用団体の年齢１８歳未満という条件を緩和し、ウの４分の３が小金井市民の団体という規定と合わせて、改正規則の第１号のイ、宿泊する者の４分の３以上が小金井市民であり、かつ、５人以上の団体と改正した。

改正規則の第２項では、使用団体に１８歳未満の者がいる場合の保護者の同行について規定した。

第３項では、宿泊日数に係る規定を追加した。

施行期日は令和２年４月１日となっている。

説明は以上となる。

大熊教育長　　事務局の説明は終わった。本件に関して、質問、ご意見はあるか。

岡村委員　　１８歳未満の者がいる場合は、保護者が同行しなくてはいけなくなったのか。前の１８歳以下の者で構成する５人とかそれがなくなって、第４条の３の２、１８歳未満の者がいる場合は、その保護者が同行しなければならないとなったのか。１８歳以下の人に対して変わったということか。

林公民館長　　これまでは１８歳以下の者という規定があったので、保護者の同行という規定もついていたが、今回は１８歳未満の者という規定を緩和するために、最初の使用団体の条件から外しているので、ただ１８歳未満の者がいる場合には同行しなければいけないという規定を、そこは付記させていただいたということになる。

岡村委員　　同行とは。

林公民館長　　同行である。

岡村委員　　一緒に泊まる。

林公民館長　　そういうことである。

大熊教育長　　　この改正によってどのぐらい利用が促進されると考えているか。

林公民館長　　　今、そこはまだ分からない部分があるけれども、ただ今まで１８歳以下の者の団体と規定がされておったので、緩和することによって利用促進できればなというところで、ただ見込みまではちょっとまだ分かっていない。

浅野委員　　　ちょっとよろしいか。すまない、岡村委員が質問された件、私もちょっと理解をはっきりさせたいので質問させていただくのだが、現行規則では、１８歳以下の者で構成する５人以上の団体で、それが下の２の前項第１号に規定する団体に対応するのか。

林公民館長　　　そうである。

浅野委員　　　そうすると、つまり全員１８歳以下の５人が集まってと考えると、全員１８歳の５人で泊まる場合にも保護者は必ず同行するということに、現行規則ではなっている。今回の新しい規則では、１８歳未満の者がいる場合には保護者が同行しなければいけないということで、全員１８歳の団体の場合、保護者は同行しなくていいということになるわけか。つまり１８歳を含むか、含まないかについても変更が行われた、そういうことになるのか。

岡村委員　　　そのご理解で。成人になるからなのか。どうなのか。

浅野委員　　　つまり枠を広げたいということはすごくよく分かるが、１８歳以下と未満を切り替えるということについては、何か特段のお考えがあってそうしたのかなと。１８歳は成人になるから。

岡村委員　　　勝手に想像である。すまない。

林公民館長　　　その辺りも考えてはいるのだが、文言をここで整理させていただいて、考え方も同時に整理させていただいて、成人というくくりもあるので、１８歳未満の場合は保護者の同行と規定させていただいた。

岡村委員　　　　　１８歳だと現行の成人だから保護者は要らないだろうというご判断。分かった。了解である。ありがとう。

大熊教育長　　　　１８歳を外すと、大学生が活用できるということである。

浅野委員　　　　　高校生でもできるということである。定義上は保護者の同行なしで、高校生５人で行ける。

大熊教育長　　　　今までは１８歳以下しか駄目だったわけか。

浅野委員　　　　　その場合でも、親がついていかなければいけないので、１８歳５人組だったら、保護者が同行しなければ、その５人だけで行くのは不可能だったということであるか。

林公民館長　　　　そうである。

大熊教育長　　　　今回は、１８歳未満の者がいる場合は保護者等が同行しなければならないとなっているので、１８歳未満がいた場合は保護者は同行しなければ泊まれないわけか。

浅野委員　　　　　でも１８歳だけだったら同行しなくてもいい。

大熊教育長　　　　全員が１８歳になれば。

浅野委員　　　　　そうである。

大津学校
教育部長　　　　今までは１８歳までだと保護者に頼っていた。

大熊教育長　　　　そういうことか。全員が１８歳だった場合は、保護者の同行は要らないということか。

浅野委員　　　　　要らないということである。だから高校３年生の１８歳になった５人組で、彼らだけで宿泊に利用することが可能になるということ

だろうと思う。

大熊教育長　　　ということでいい。

浅野委員　　　　理解した。ありがとう。

大熊教育長　　　大学生も泊まれるようになったということであるか。昔は泊まれなかったわけか。

浅野委員　　　　いや、大学生も１９歳だったら泊まれるのではないか。あっ、泊まれないのか。

大熊教育長　　　泊まれない。

鮎川教育長職務代理者　　　今までは、１８歳以下の者で構成する団体でしか泊まれなかったから、その保護者にならない限り、基本は泊まれなかったということではないか。

藤本生涯学習部長　　　その中でも、宿泊する者の４分の３以上が小金井市民である団体だったら泊まれたということ。枠はほかにもあるので、その１８歳という年齢の枠はそういうことになっているけれども、今までも泊まれたことは泊まれたが、年齢のところを今回改正した。

鮎川教育長職務代理者　　　でも、これは次に挙げる条件を全て満たす団体なので、ウだけでは駄目なのか。

林公民館長　　　これまでも主催事業等では、年齢条件に関わらず宿泊できた場合がある。それが現行の規則に残っているのだが、ここでは省略されているところ、現行規則の４号のほうで、その他教育委員会が使用を認めた団体等というところがあるので、別に後援等の関係で認められる場合もあったということである。ただその辺を明確にするために、今回は年齢条件をそもそも外したという改正である。

大熊教育長　　　分かった。そういうことだ。

浅野委員　　　　でも鮎川委員のおっしゃるとおり、これまでも大学生５人組で申し込むことはできたけれども、そもそも大学１年生のごく一部に限られ、しかも必ず親がついていなければいけないことになっていたので、大学生だけで泊まれるようになった、確かにそこはおっしゃるとおりである。

大熊教育長　　　ということである。大学の活用もお願いできたら。

浅野委員　　　　宣伝に努める。

大熊教育長　　　よろしくお願いする。ようやく理解できた。

浅野委員　　　　難しい。成人年齢なのだ。

大熊教育長　　　そういうことだった。時間がかかったがようやく分かった。
以上で質疑を終了する。よろしいか。
それではお諮りする。議案第２０号、小金井市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、可決することにご異議ないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　　　ご異議なしと認める。本件について、原案どおり可決することに決定した。
次に、日程の第１６、報告事項を議題とする。順次、担当から説明願う。
まず、はじめに報告事項１、新型コロナウイルスの対応について報告願う。

大津学校教育部長　　　それでは、まず学校教育部から報告させていただく。
１月２２日から、国や都の新型コロナウイルスに関係する通知があり、その都度学校に通知等を配布してきたところである。
２月２０日、市長を本部長とする新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、同日保護者の皆様へ、新型コロナウイルスに関した感染症対策について通知をしたところである。
２月２６日に小・中学校長宛てに、新型コロナウイルスに関した

出席停止についてを依頼し、翌２７日午後６時頃、首相による学校休校のテレビ報道があり、翌２８日に学校保健安全法第２０条の規定に基づき、臨時休校を設定したものである。各校に通知するとともにプレス発表をした。また各委員の方々については、時間の関係から電話にて報告させていただいたところである。

３月２日から学校の臨時休校を開始し、その後、卒業式の対応ややむを得ない理由による低学年の受入れを検討、卒業式については３月５日に、やむを得ない理由による低学年の受入れについては翌６日に通知をしたところである。なお、本件については６日にプレス発表をしたところである。

３月１３日に、臨時休校の児童生徒の心の相談窓口一覧をホームページに掲載し、その後、入学式の対応や春季休業中の活動について検討し、通知したところである。それぞれの検討については、校長会を開催し、検討していただいたもので、各教育委員の皆様には報告させていただいたところである。

３月９日から２３日まで１０日間のやむを得ない理由による低学年の受入れについては、１０日間で２７３人になるところである。

３月１９日は中学校の卒業式、２５日には小学校の卒業式を挙行いたしたところである。

今後の予定であるが、４月６日の小学校の入学式、７日の中学校の入学式を挙行予定である。なお、入学式も卒業式同様に、来賓の参列はなく、感染防止を図りながら実施したいと考えているところである。

詳細については、各保護者宛て等の資料、校長先生宛ての資料をご覧いただきたいと思う。

学校教育部からについては以上のとおりである。

藤本生涯学習部長　それでは、生涯学習部である。生涯学習は、こちらの新型コロナウイルス感染拡大防止に係る生涯学習部の対応という資料に沿って説明する。

新型コロナウイルスが全国的に拡大傾向にあることから、２月２６日に内閣総理大臣から、文化・スポーツ等のイベントを今後２週間、延期または規模を縮小するよう要請がなされ、また東京都の総務局は、３月１５日までの間を集中対策期間として、感染拡大防止に向けて集中的取組を示し、さらに２月２７日には、内閣総理大臣

から、全国全ての小中高、特別支援学校に３月２日から春休みまで臨時休校を要請したことを受け、市では市長を本部長とする小金井市新型コロナウイルス感染症対策本部において、２月２８日付けで、市及び関係団体が実施するイベント等の取扱いについての方針を決定した。

不特定多数の人が集まるもの、イベントなどの会場が閉鎖空間であり、参加者間の距離が十分に保てず、濃厚接触するなどの状況が想定されるもの、飲食の提供があるものなどの考慮すべき基準に該当する場合は、市が実施するイベントなどについては、令和２年３月３１日までの間、原則中止または延期することとしたもので、これらの方針に基づき、市の社会教育施設については、こちらの表にあるとおりの臨時休館などの措置を取った。

臨時休館などの措置は、国や東京都の動向を踏まえ、３月のおおむね中旬ないし学校の臨時休校期間に合わせた期間としていたところであるが、次の裏面になるが、引き続き警戒態勢を取る必要性を国や東京都から示されたことを受け、おおむね３月末までの施設の臨時休館等の延長の措置を取っているところである。

なお、その後、３月２５日、先おとといであるが、東京都知事が緊急の会見を開き、都内の感染者がここ数日間で急増しており、感染爆発の重大局面を迎えていることから、今週末の不要不急の外出の自粛の要請が出され、爆発的感染増加を防ぐには都民の協力が必要なことから、平日における自宅勤務の推奨、夜間の外出を避けることなどが知事から求められている。

このような東京都からの要請を受け、施設については引き続き臨時休館などの措置を原則４月１２日まで継続することを、昨日の対策本部で決定したところである。臨時休館の継続に当たり、公民館については、本日２７日から４月１２日まで、受付業務を除き臨時休館とする。また、これまで利用可としていた屋外運動施設の上水公園運動施設、グラウンド、テニスコート、また市テニスコート場を、本日の３月２７日から４月１２日まで利用中止することとしたものである。

続いてイベントについてである。次の資料になる。これまでの間の事業・イベントの対応については、原則中止、または延期としたところであるが、各課ごとに表としてまとめたものであるのでご覧いただきたいと思う。なお、３月２５日１７時現在における状況を

まとめたものなので、その後の状況により、さらに中止となる市主催事業が増える見込みとなっている。

なお、この表にはないが、春休みの期間中、校庭開放、遊び場事業というのも、３月２６日から４月５日まで実施する予定であったが、こちらも中止とさせていただいた。

以上が生涯学習部関連の新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る対応である。東京都でも都内の感染拡大に強い危機感を示しており、今後も国や東京都の動きを注視するとともに、対策本部と連携し、引き続き市民の安全・安心のための方策を取ってまいりたいと考えている。

続いてコロナウイルスに関連して、オリンピック・パラリンピックについても報告する。

３月２４日付けで、国際オリンピック委員会並びに東京２０２０組織委員会から、東京２０２０大会の延期が発表されている。担当事務局としては、これまでの間準備をしていたが、今後大会延期日程が示されることとなると思うので、東京２０２０大会が小金井市にとってレガシーとなるよう、引き続き関係機関とも連携を密にしながら、遺漏なく準備を進めていく所存である。

以上が報告となる。

大津学校教育部長　すまない、本日付けで報告事項１の資料（追加）ということで、「保護者の皆様へ」という資料をお配りしているので、指導室長から報告させていただく。

浜田指導室長　追加資料をご覧ください。３月２５日以降の都内における感染状況が拡大傾向にあるというのはご案内のとおりである。この春休み中における家庭での過ごし方が大変重要になると考え、児童生徒の家庭向けの春休みの過ごし方について、このような形でホームページ等に載せ、子供たちに伝えたいと考えている。

裏面は小金井市医師会からの情報提供、市民の皆様へということで、これも同時にホームページに載せて注意を促したいと考えている。よろしくお願いする。

大熊教育長　ただいまの報告に関して、まず最初に学校の対応についての質問、その次に生涯学習、そして最後にこの保護者の皆様へというところ

の言葉等を精査してまいりたいと思うので、それでよろしいか。

大津学校教育部長　一言忘れていた。大変申し訳ない。３月９日からだが、学校において給食調理員等により、蛇口とかドアノブとかの消毒を実施している。申し訳ない。追加で報告させていただく。

大熊教育長　今のも学校教育ということでよろしいか。では、まず学校教育のことについて。どうぞ。

福元委員　２月２６日に動き始めて、すぐに小金井市は校長会と、また医師会と連携しながら、対応策を素早く出していただいた。この素早い対応は、保護者や子供を混乱させない、一番大きな力になったんじゃないかと思う。よかったなと思っている。これからまたいろいろ状況は変わるので、このままというわけにはいかないだろうが、現段階では非常にいい、適切な対応だったと思っている。

大熊教育長　ありがとう。ほかによろしいか。

岡村委員　午前中に見ていただけるというか、学童ではなくて、先生方の指導で、おうちにいる子供たちが学校に行って見てくださるというのが、皆さん、急に自分たちの仕事を休めないのにいろいろあったと思うのが、早くに伝えていただいて、きっとすごく安心なさったと思うし、「学童は狭いので」というのはお母さん方にもよく言われているのだが、すごく早い対応で、すごくよかったと思う。

あとは学級閉鎖とかそういうのって、校長先生が決めるのか。どうなのか、これも分からない。

大熊教育長　これからか。

岡村委員　これから。インフルエンザとかああいうのは、みんな校長先生がお決めになるのか。

大熊教育長　はい。

岡村委員　だから第１種なので、取りあえずもうほんとうに医師会とも綿密

な連絡を取っているということになるか。

浜田指導室長　今、国や都のガイドラインができているので、小金井でもガイドラインを作成し、混乱が起きないように、医師会等、あるいは保健所等の指示を仰ぎながら、直ちにできるように、迷いないようにガイドラインを作成していく。

浅野委員　私も首相の発表の翌日に、学童のことがちょっと心配だったので、学童が稼働するのかどうか確認するために指導室にお電話さしあげて、そうしたらもう既に校長会が開かれていて、午前中から学童の児童を預かるということが決められていて、大変スピーディーに決定されて、ありがたかったかなと思っている。加えて、学童の児童だけではなく、必要のあるご家庭のお子さんを預かるということにも踏み込まれて、非常によい判断だったなと考えている。

４月に一応一斉休校が解除されることになるけれども、感染の拡大の局面によっては休校期間がさらに継続する可能性もあり、その場合に一つ考える必要があるかなと思うのは、保護者の観点からすると、お昼ご飯をどういうふうに確保するのかということがかなり重要で、給食を何らか有効に活用できないのかということは課題としてあるかなと思うので、ここで申し上げておく。

大熊教育長　それはとても重要な観点で、給食を再開するということを決定するのをなるべく早くしないと、給食の準備ができない。だけどこの急激な感染拡大で、後で見ていただきたいけれども、今のところは、４月、入学式以降、学校は何らかの形で開いていくという方向は検討しているけれども、状況を踏まえて、まだそれが開けないという状況もあるかと思う。

そういうことや、それから朝から３時までという６時間授業、それもいいかどうか。どのくらいの時間行ったらいいのかとか、それから全生徒が集まらないように、時差ビズじゃないけれども、少し時間をずらすとか。

考えなきゃいけないのは、子供たちは電車に乗るわけではないので朝早くから来てもいいが、先生たちは一番混んでいる時間に電車に乗って遠くから来るということになってしまうので、そのことも含めて考えないと、簡単にはいかないと思う。先生の中で感染者が

出た場合に同様のことになってしまうので、やはりしっかりと対応を検討していきたい。

今のところは４月、入学式以降は、全部開くということではないかもしれないが、ある一定の条件をつけた上で学校を開くという形にはしていきたいと考えているが、状況によってはまた変更になるかもしれない。

今全体の数を報告していただいたが、１週間たった後、どうしてもやむを得ない事情によって受け入れた人数があるので、どのぐらい各学校来ていたか、ちょっと報告してもらってもいいか。分かるか。すまない、突然振っちゃって。

大津学校教育部長　大丈夫である。先ほど申したとおり、１０日間で全体では２７３名になる。各学校ごとの報告である。第一小学校については１０日間で６０人、第二小学校では１８人、第三小学校では３０人、第四小学校では６４人、東小学校では４２人、前原小学校では１０人、本町小学校では２７人、緑小学校では１４人、南小学校では８人になる。平均すると１日当たり各校３人になる。一番多い学校で、先ほど申したとおり第四小学校で６４人、一番少ない学校は南小学校で８人という結果になる。

大熊教育長　何らかの事情で、午前中だけだったが面倒を見てもらえるという形になったこの数は、そういう数だった。ほかによろしいか。

もう一つここで申し上げておきたいことは、やっぱり給食のことで、ほんとうにいろいろ給食の食材が余ってしまう。注文していたものがあって、その中で特に重要だったのが、小金井市産の地場野菜。計画作付をしているものだから、その分量が全部売り切れないという事態になったが、市のホームページ等で拡散したところ、好評な売上げを記録したと。それで感謝の言葉を頂いた。

でもほかにもまだ、例えばお豆腐屋さんとか、お肉屋さんとか、一般の野菜を扱っている業者さんとか、たくさんのご迷惑をおかけしているが、その点どういう対応になるか、ちょっと教えていただいてよろしいか。

河田学務課長　食材については、キャンセルできた分とキャンセルできなかった分があり、キャンセルできた分は業者のほうで、何らかの形で対応

できたということである。キャンセルできなかった分については、国の補助金が創設されたので、そちらを利用して市で補填するような形を考えている。それとあと、給食費については、３月分は給食を実施できなかったので、業者にはお返しする形で、それは国の補助金がつくられたので、それを利用してお返しする方法を検討している。

以上である。

大熊教育長　ということで、この辺もしっかり対応できたかなと思う。

学校関係はよろしいか。

じゃ、生涯学習はいかがか。生涯学習のほうで私が言いたいことは、春休みに入って校庭開放をするために一生懸命努力をしていただいて、１日目、校庭開放する予定であった。だけど東京都の爆発的な感染者拡大を受けて、公的に校庭を開放することはいかがなものかという形で、やむなく閉鎖させていただいたが、その辺の経過を少し教えてもらえるか。

関生涯学習課長　校庭開放事業については、一部再開するつもりでおった。趣旨としては、この間、子供がずっと家にいることのストレスもいろいろあり、健康保持という観点から春休み期間中開放する予定であったが、今、教育長からのお話があったとおり、２月２５日の夜、都知事から緊急会見を受けたことを踏まえて、急遽、ほんとうにその次の日から始まる予定だったけれども、中止とさせていただいた。

ただ、次の日にホームページでも告知したところであったので、指導員さんには来ていただき、中止と知らずに来ていただいたお子さん、また保護者の方には、申し訳ないけど中止とさせていただいたということを申し上げてお帰りいただいたということである。

大熊教育長　何度も今回は苦渋の決断であった。

鮎川教育長職務代理者　いただいている手元の資料は３月２４日の事務連絡が一番新しいものになると思うが、今のご説明を伺って、この２４日の事務連絡を出した後に、急遽中止が決定したと理解した。この事務連絡の中で、３月中と４月１日から項立てが分かれているが、４月１日以降も全て遊び場開放等中止、その理解でよろしいか。

関生涯学習課長　そのとおりである。

鮎川教育長　　　分かった。
職務代理者

大熊教育長　　この春休みの過ごし方ということで、後の話につながっていくが、やっぱりこの爆発的な感染拡大を防ぐためには、不要不急の外出は控えるということがまず第一である、それが感染拡大を防止する唯一の手段であると考えた。

校庭開放するということは、公園が開いているんだから、公園と同じように校庭開放すればいいではないかという考えもなきにしもあらずだったが、公園に行くときには、それぞれの友達はばらばらで行く。でも校庭開放になると、クラスの子供たちが声を合わせて集まってくる、子供たちだけで集まってくるということになると、そういう意味では濃厚接触の可能性が非常に高い。

公園と校庭開放では、濃厚接触の可能性を考えると同じではないと考えて、今回の決定にさせていただいた。ほんとうに苦しい決断だったけど、ご理解いただきたいと思う。何しろ感染の爆発的な拡大を防ぐということに全力を尽くしたい、そんなふうに思っているところである。

生涯学習課についてはよろしいか。

では、ちょうどその話になったけれど、今のように校庭開放もしないという形になったわけだが、その春休みの過ごし方について、教育委員会として保護者の皆様へという形でお願いをしたいという文案を考えてきた。もしもよろしければ、本日中に各家庭にメールで配信。学校を通じてか。ちょっと難しいかな。とにかくホームページと、それから間に合えば学校からメール等で配信をするという形にしたいと思うが、文案について何かご意見があったらお願いする。

福元委員　　　　この１行目の後ろから書いてある「子供たち、及び、ご家族の命と健康を守るために」という、この文章を読んでいただければ、保護者のほうでも理解をしていただけるんじゃないかなと思う。また、医師会との連携が十分になされているということも、この下のほう

の文章から読み取れるので、これはぜひ流してほしいなと思う。

大熊教育長　　ほかにあるか。

岡村委員　　「家庭において十分な話し合いを行い、子供たちが納得できるような丁寧な説明をお願いします」ということがすごく大切だと思う。頭ごなしにこれこれと言われると、そのとおりにしようとするけれど、理解していたら忘れることはないので、この文章は一番よくて、子供たちが納得して、ちょっと今耐えれば大丈夫、こういうことをしなければ大丈夫ということが分かれば不安も大分薄まるし、とてもこの「納得できるような丁寧な説明」という文章は大切だと思った。

大熊教育長　　ほかによろしいか。

藤本生涯学習部長　　補足だが、先ほど社会教育施設のことというふうに私から説明したが、そのほかの市の施設の関係もあるので、委員の皆様には追って、その辺を一覧したものをお渡ししたいと思う。それと現在、先ほどの説明で、社会教育施設のほうは１２日まで延長ということですが、図書館については若干日にちが違うので、館長からそこだけ説明する。

大熊教育長　　お願いする。

菊池図書館長　　当初３月３１日までだったが、このような状況になったので、図書館は４月１２日としたかったところなのだが、実は４月２１日から３０日までは、そもそもシステムの入替えのための臨時休館を予定していた。とても市民の方に分かりにくい日程になってしまうこともあったので、このタイミングで４月３０日末まで休館とさせていただいた。

以上である。

藤本生涯学習部長　　ただし、予約されている方の資料のお渡しだけは臨時窓口で、４月２０日まで。

藤本生涯学習部長　実施するということである。それとこの近辺の施設についても、私たちもいろいろ気にしながら見ているが、屋外施設は小金井公園も野川公園も開いてはいたが、ここで東京都もかなり危機意識を持っているということが感じられる。かなりの部分で屋外施設も一部閉鎖という形になっていて、昭和記念公園も同じような形で措置が取られるという情報を聞いているので、この１２日までの間は、特にいろんな東京都の施設は、屋内施設も含めて対応を取っている。

岡村委員　そこよりも行くまでに感染の可能性があるということ。

あの広いところに行くまでに感染があるから、行かないようにということである。開いていたら行く。

藤本生涯学習部長　公園自体は入れるが、関連した売店だとかは、もう臨時休業している。それぞれの公園によっても対応が違うと思うが、今までは通常どおりやっていた屋外施設も、一部利用を制限しているのが現状ということである。

浅野委員　図書館はバックヤード業務は続くと思うけれども、学校の学級図書のやり取りは通常どおり行われる形になるか。

菊池図書館長　今はまだ正式にお知らせをお出ししていないところで、内部で検討しているが、通常だと４月から各学校に団体貸出しが始まっている時期で、保護者の方が図書館にお見えになって本を選ばれるが、このような状況なので、館内で選んでいただくことは難しいと思っている。

ただ昨年度から、団体貸出パックを作成している。学年別になっているので、そちらを貸出しできればと思っている。

浅野委員　ありがとう。

大熊教育長　よろしいか。それじゃ、これまでの取組を教育委員会として理解していただいたこと、そして今回様々な施策を打って、この春休みをしっかり感染拡大を阻止するために、なお一層の保護者の方々のご理解を得るための教育委員会からのメッセージを、こういう形で進めるという形でよろしいか。

　では、そういう形で進めたいと思うのでよろしくお願いする。
　以上で、報告事項１を終了する。
　次に、報告事項２、令和元年度働き方改革のまとめ及び令和２年度働き方改革の計画についてである。

浜田指導室長　資料は、今のコロナ関係の資料の後ろのほうに、報告事項２というのがある。令和元年度働き方改革の取組は、この資料のとおり、働き方改革キャンペーン月間、夏休みの学校閉校日、部活動指導員、スクール・サポート・スタッフの配置、学校共同事務の実施などを行った。成果としては、１日の在校時間が１２時間以上の教員が、昨年度から２．５ポイント減少の１１．６％となったということが取り上げられる。
　裏面を見ていただいて、このまとめ、今年度の成果を受け、次年度の計画を立てた。令和２年度働き方改革の取組としては、新しくやるものをご紹介する。意識啓発のための研修会の実施、教員の出退勤システムの導入、東部学校共同事務室の開設、副校長補佐の配置等を計画しておる。
　計画は以上である。

浅野委員　ありがとう。いろいろ成果が出てきているようで大変ありがたく思っている。令和２年度の計画なのだが、給特法の改正に伴って、超過勤務時間が月４５時間ということで法的な数字が出されていると思うけれども、そのことと、多分４月１日からもうそれに基づいて指針をつくれということになっていたと思うが、在校時間１２時間以上教員ゼロという目標と、その改正給特法に規定された超過勤務時間との間でうまく整合性って取れているか。

浜田指導室長　その件については働き方改革検討委員会の中でも話題になった。今のこの目標では、それとは整合性はない。ただし、この働き方改革を始めて今度で３年目になるので、３回目は、この１２時間以上の教員をゼロにしようという目標をそのまま使おうと今までやってきた経緯もあるので、ここを目標にするが、その裏で、それに合った目標はどんなものがよいかというのを考えていきたいと思っている。
　以上である。

浅野委員　　ありがとう。

鮎川教育長職務代理者　　１点質問だが、令和元年度において取り組まれた中で、特に有効だったとお考えになる取組はどの方策か、教えていただけるか。

大熊教育長　　お願いする。

浜田指導室長　　方策４がまず挙げられる。スクール・サポート・スタッフ、これは教員にである。職員室にて、資料を印刷したりとか、先生方の直接のお手伝いをしてくださる方なのである。非常に学校で好評であった。

　その次に中学校だけれども、この３番の中学校部活動指導員、これも大変好評をいただいた。

　以上である。

鮎川教育長職務代理者　　ありがとう。来年度も引き続きという方策である。よろしくお願いする。

大熊教育長　　働き方改革で課題だったのは、校長先生の時間が長いということがあったので、今回は何校に副校長補佐がつくんだったか。お願いする。

浜田指導室長　　７校につく。半分にである。これは手を挙げていただいて、準備ができたところからということで、都の関係もあるが、できれば今後全校展開をしていきたいと考えている。

大熊教育長　　ということである。これは都のほうからの補助金か。

浜田指導室長　　はい。そうである。

大熊教育長　　だけど全体ではそんなに人数がなかったが、たくさん来ていただけることになった。

鮎川教育長　　副校長先生のご経験をなさった方か。

職務代理者

浜田指導室長　これが全くご経験がない方のほうが多い。教員自体も経験なさっていない方が来ていただいて、会社等に勤めていた方が引退した後、教育に何とか関わりたいとか、副校長先生の大変さはいろんなところで聞いている、何とか手助けしたいというような方々が応募してくださっておる。

以上である。

鮎川教育長職務代理者　分かった。今まで小金井市でサクライ先生が副校長先生補佐として学校に入ってくださっていたときに、副校長先生のご経験を活かして大変すばらしい働きをなさっていた。企業のご経験のある方が新しい視点で、企業の効率的なマネジメントなど、お助けいただけると思うので、大変期待をしている。よろしくお願いする。

大熊教育長　よろしいか。

以上で、報告事項２を終了する。

次に、報告事項３、地域学校協働活動についてである。お願いする。

関生涯学習課長　それでは説明させていただく。概要となるがよろしくお願いする。

ではまず、地域学校協働活動とはということだが、地域の高齢者、保護者、ＰＴＡ、ＮＰＯ、民間企業、団体等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えていくとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことを言う。

この活動については、まず令和２年度からは緑小学校において実施する予定である。この事業の内容については、地域学校協働活動を推進するための地域コーディネーターを配置し、学校ボランティア等による学校の授業補助や学校環境の整備事業などについて行っていくというものである。

何を行っていくかというのは、この協働本部が立ち上がる中で、学校と連携していく上で決定していくものだが、その中でまず具体的な事業としては、「地域未来塾」を実施する予定である。この「地域未来塾」とは、放課後等に地域住民等の協力で行う教育課程以外

の学習支援の取組のことを言う。
協働活動を推進していく機能としての地域学校協働本部については、構成メンバーとして、統括コーディネーターを教育委員会職員、現段階では、これは生涯学習課の職員を想定しており、その他地域の方を教育委員会から地域コーディネーターとして委嘱させていただく予定である。
活動内容については、先ほども少し申し上げたとおり、学校と連携していく中で具体的な取組事項を決めていくものだが、つまりは学校運営協議会において承認された運営方針に基づき、学習等の支援や学校環境整備などにどのように取り組んでいくかを検討していくということである。地域コーディネーターはその役割として、学校から要望される活動内容について確認し、活動の支援をしてくれる地域の方などスタッフとの調整等を行っていく。
地域学校協働本部の果たす役割、期待する役割について、ちょっと口頭で補足させていただくと、これまで放課後子ども教室事業を含めた、様々な地域の方たちによる学校への支援活動が行われてきているところだが、必ずしも団体等の横の連携が取れているものではなく、学校に対して一方向の関係であったのが一般的な現状であったものを、地域学校協働活動を推進するための組織である地域学校協働本部を形成することで、地域の個々の活動の連携を図るとともに、学校と地域が連携・協働していく双方向性の関係づくりを目指していくということがある。
最後に、この地域学校協働活動に今後どのように取り組んでいくかの考えをお話しさせていただく。この地域学校協働活動については、中教審からの答申、そしてそれを踏まえた社会教育法などの改正による法に基づいた事業であるが、全小学校区でいきなり来年度から実施するものではなく、まず来年度コミュニティ・スクールを導入する緑小学校で実施していく考えである。検証等を踏まえ、小金井に合った地域学校協働活動を全学校区に展開していきたいと考えている。
本日、資料として、文科省のホームページから、この地域学校協働活動について、コミュニティ・スクールとの相関図など、全体に関するようなものを参考としておつけしているので、ご覧いただきたいと思う。
大変雑駁な説明で恐縮だが、以上となる。

大熊教育長　　　ただいまの報告に関し、何か質問等はあるか。
　　いよいよ小金井でこのコミュニティ・スクールが始まる。

浅野委員　　　すまない。基本的なところで少し分かっていないところがあるが、この予算立てというのはどういう感じになるのか。

関生涯学習課長　予算については、令和２年度の予算措置としては、さっき申し上げた地域コーディネーターさんに対しての謝礼になる。それと地域未来塾というものに対してのコーディネーターさんと支援員に、実際行っていただく謝礼。あとはちょっと細かいことで言うと、本部を立ち上げるのに当たっての細かい消耗品だとか、そういったものを支出している。
　　以上である。

浅野委員　　　ありがとう。

大熊教育長　　　よろしいか。いよいよ始まる。見守って育てていきたいと思うのでよろしくお願いする。
　　以上で、報告事項３を終了する。
　　次に、報告事項４、その他である。学校教育部から報告事項があれば発言願う。

大津学校教育部長　　　特にない。

大熊教育長　　　生涯学習部から報告事項があれば発言願う。

藤本生涯学習部長　　　オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当からご報告を１件させていただく。

内田オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担　　　健康ウオーキングフェスタ小金井についてご説明する。
　　ウオーキングフェスタ東京を、昨年５月３、４日の２日間で実施しており、第２４回を迎えている。ただし、２日間にわたるイベントの参加者数が、第２２回では７，５４０人、２３回が６，７０４人、

当課長　　　２４回、昨年に関しては４，８３３人と減少傾向が続いており、担当と日本ウオーキング協会では、この間対策に関して討議してきたところである。

参加者減少の原因だが、第２３回は初日が雨天であったこと、また２４回に関しては今上天皇の即位に伴う大型連休に当たり、多くの人がおそらく遠方に行かれたことが想定されるが、同時にやはりマンネリ化してきているところは否めないだろうという共通認識を持っていた。

そのため、来年度大幅に見直すこととした。実施日数を２日から１日にすることで注力して、実施時期を初夏から秋、現在１１月１４日を予定している。また従来から行われているウオーキングイベントに加え、青空ヨガとかスポーツチャンバラなどのニュースポーツを体験できる場を設け、ウオーキングだけではない健康づくりの場としていきたい、そのように考えている。

本イベントに関しては、多くの中学生ボランティアに支えられてきたところもあり、本委員会においてもその活動を報告してきたもので、可能であれば引き続きご参加いただきたいと考えているが、来年度についてはイベント内容の詳細を検討中であるので、そのような場合は改めてまたご報告させていただきたいと思う。

以上である。

大熊教育長　　ただいまの報告に関して、何か質問等はあるか。

浅野委員　　オリ・パラに直接関わることではないけれども、延期に伴っての諸影響の一部として、学校関係の行事の中で、オリンピックの開催を前提にして、例年とは違った形で組んでいた部分があるかなと思う。それはオリンピックが延期になっても、基本的には変えたままでやるということになるか。

浜田指導室長　　今年度、業者と夏休みにやる予定だったのを、６月、７月に持ってきたけれども、今大変困っているのは、海の移動教室がもう５月から始まっちゃうところなので、これがもう後ろに下げられるのかどうなのかを含めて、全部を見直さなきゃならないところで、しかも業者は４月１日にならないと契約はできないというところで、非常に今、検討中と言うしかない。これも含めていろいろ考えている。

浅野委員　　　　分かった。すまない。ありがとう。

大熊教育長　　　よろしいか。

以上で、報告事項４を終了する。

次に、報告事項５、今後の日程について、事務局から報告願う。

中島庶務係　　　それでは、教育委員会の今後の日程についてご報告する。

退職校長の市長への挨拶が、３月３１日、火曜日、午後２時から庁議室で開催される。

続いて、新補・転補校長・副校長辞令伝達式及び市長への挨拶が、４月１日、水曜日、午後３時から庁議室で開催される。

続いて、令和２年第４回教育委員会定例会が、４月１４日、火曜日、午後１時３０分から第２庁舎８階８０１会議室で開催される。

続いて、東京都市町村教育委員会連合会、第１回常任理事会・理事会が、４月２２日、水曜日、東京自治会館で開催される。詳細は別途ご案内させていただくので、福元委員のご出席をよろしくお願いする。

続いて、令和２年第５回教育委員会定例会が、５月１２日、火曜日、午後１時３０分から第２庁舎８階８０１会議室で開催される。

続いて、令和２年第６回教育委員会定例会が、５月２６日、火曜日、午後１時３０分から第２庁舎８階８０１会議室で開催される。

なお、４月２１日、中野サンプラザで開催予定だった教育施策連絡協議会は、コロナの影響で中止になったので、この場をかりてご報告させていただく。

今後の日程は以上となる。

大熊教育長　　　中止か。ただいまの報告に関して、何かご質問はあるか。

以上で、報告事項５を終了する。

次に、報告事項６、令和２年度小金井市立学校長・副校長等の人事異動についてから、日程第２１、議案第２１号、職員の人事異動についてまでを議題とするところだが、本案は人事に関する事件で、小金井市教育委員会会議規則第１０条第１項に規定する事件に該当するため、非公開の会議が相当と判断するが、委員の皆様、ご異議はないか。

（委員一同異議なしの声）

大熊教育長　　全員異議なしと認め、秘密会を開会する。
準備のため、休憩する。
傍聴人の方におかれては席を外していただくことになるので、よろしくお願いする。

休憩　午後３時０８分
再開　午後３時２４分

大熊教育長　　再開する。
以上で本日の日程は全て終了した。これをもって令和２年第３回教育委員会定例会を閉会する。

閉会　午後３時２５分